

山梨県公報

号外第三十三号

平成二十九年

七月十四日

金 曜 日

目 次

規 則

○山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第二十四号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則(平成九年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例(平成二十七年山梨県条例第四十号。以下「番号利用条例」という。)第四条第二項及び第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報という。以下同じ。)を利用することができる場合、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、当該内容が記載された書類を添付することを要しない。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類で入居者が同居させようとする者に関するものを添付しなければならない。ただし、知事が番号利用条例第四条第二項及び第三項によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報

報の提供を受けることができる場合は、当該内容が記載された書類を添付することを要しない。

一 収入を証する書類

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 入居者が同居させようとする者が入居者の親族である場合 その旨を証する書類

類

ロ イに掲げる場合以外の場合 特別の事情があることを証する書類

三 その他知事が必要と認める書類

第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、当該内容が記載された書類を添付することを要しない。

第十二条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が番号利用条例第四条第三項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、当該内容が記載された書類を添付することを要しない。

第一号様式中

氏名	1	2	3	4
氏名 (個人番号)	1 ()	2 ()	3 ()	4 ()

こ、 「県営住宅申込み」

を「県営住宅申込」の「すべて」を「全て」に改める。

5	
6	

5	()
6	()

第八号様式中

氏名			
----	--	--	--

を

氏名 (個人番号)	()	()	()
--------------	-----	-----	-----

に改める。

第十一号様式中

承継しようとする者の氏名

を

承継しようとする者の氏名
(個人番号)

に改める。

入居者、同居者及び別居
している扶養親族の氏名

入居者、同居者及び別居
している扶養親族の氏名
(個人番号)

第十二号様式中

--	--	--	--	--	--

を

()	()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----	-----

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年七月十八日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。